

付票2 本人の状況について

1 本人の現在の生活の場所（該当する項目にチェックを入れてください）

自宅で一人で生活している。（ア、イのいずれかを「○」で囲む）

ア 家族が訪問するなどして介護している。

イ 介護サービスを受けている。

自宅又は家族の住居で家族と同居している。

同居者名 _____（本人との関係 _____）

_____（本人との関係 _____）

病院、療養所、老人ホームなどの施設に入院・入所している。

病院・施設名 _____（担当者名 _____）

所在地 _____

電話番号 _____

転院・移転予定あり（令和 ____ 年 ____ 月頃：移転先 _____）

転院・移転予定なし

2 本人の日常生活の状態（該当する項目にチェックを入れてください）

寝たきりである。

ほとんど寝たきりであり、排泄・食事など全面的に介護を要する。

寝起きはできるが、排泄・食事などの世話を必要とする。

身の回りのことは、ほぼ自分でできる。

身体面で特記事項があれば、お書きください。

[_____]

3 介護認定・手帳交付の有無（該当する項目にチェックを入れてください）

介護認定（要支援 1・2 ， 要介護 1・2・3・4・5 ）

手帳交付あり（当該手帳のコピーを添付してください）

療育手帳（A B ）

精神障害者保健福祉手帳（1級 2級 3級）

いずれもなし

4 本人の心身の状態（すべての項目にチェックを入れてください）

(1) 意識が ある ほとんどない 全くない

(2) 物音や人の動きに対して 反応する あまり反応しない 全く反応しない

(3) 問いかけに 応じる あまり応じない 全く応じない

(4) 家族の識別が できる あまりできない 全くできない

(5) 具体的要求（食事、排泄など）を 伝えられる あまり伝えられない

全く伝えられない

(6) 喜怒哀楽の感情を 表現できる あまり表現できない 全く表現できない

(7) 意思表示が できる あまりできない 全くできない

(8) 物事を 理解できる あまり理解しない 全く理解しない

(9) 会話が 成り立つ あまり成り立たない 全く成り立たない

5 本人の記憶について（すべての項目にチェックを入れてください）

- (1) 自分の氏名を 答えられる 答えられない
 (2) 自分の生年月日を 答えられる 答えられない
 (3) 家族の名前を 言える 言えない
 (4) 自分の財産の内容を 理解している 一部分は理解していない
 全く理解していない
 (5) 昔のことを よく憶えている あまり憶えていない 全く憶えていない
 (6) 最近のことを よく憶えている 少し時間がたつと忘れてしまう
 1, 2分前の出来事を忘れてしまう 全く記憶ができない

6 本人の判断能力（該当する項目にチェックを入れてください）

一人で日常生活をするのに問題はないが、重要な財産行為（不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り）は、誰かが代わりにやった方がよい。

日常の買い物などはできるが、重要な財産行為（不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り）をするには、援助が必要である。あるいは、必要な場合がある。

一人で日常の買い物をすることができない。

7 本人の経歴について

(最終学歴) 卒業又は中退年月と学校名					
年 月		<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退			
(主な職歴)					
期 間		勤 務 先		勤 務 内 容, 役 職 など	
年から	年間				
年から	年間				
年から	年間				
年から	年間				
(生活歴) 結婚, 離婚, 家族の死亡など					
年 月			年 月		
年 月			年 月		
(病歴) 大きな怪我, 入院など					
年月	病名	入 院 先		年月	病名

8 本人と同居中の家族・親族について

続柄	氏 名	年齢	職業 (勤務先)	月収	備 考

9 本人の後見人等候補者に対する意向（該当する項目にチェックを入れてください）

- 候補者が選任されることに賛成している。
- 候補者が選任されることに反対している。
- 意向が分からない（理解できない場合も含む）。

理由（）

10 本人の財産を、現在事実上管理しているのは誰ですか（該当する項目にチェックを入れてください）。

- 本人自身
- 申立人（あなた）
- その他（氏名及び本人との関係：）
- 誰が管理しているかわからない。

11

(1) 本人と家庭裁判所調査官が面接調査をすることがあります。その場合、本人が裁判所に来庁することができますか。（該当する項目にチェックを入れてください）

本人が来庁することができる（申立人や付添者と一緒であれば来庁できる場合も含む）。

本人が来庁することができない。

理由： 入院中 寝たきりである。

入所施設から外出することができない。

その他（）

(2) 家庭裁判所調査官が本人との面接調査を行う場合の留意点（面接がしやすい時間帯、本人の身体面や精神面への配慮等）があれば記載してください。